

八商学園秀岳館高等学校同窓会会則

第一章 総 則

(名 称)

第一条 本会の名称を八商学園秀岳館高等学校同窓会と称する。

(事務所)

第二条 本会の事務所を学校法人八商学園秀岳館高等学校内におき、支部規程は別に定める。

(目 的)

第三条 本会は会員相互の親睦を厚くし知識の交流を図ると共に、母校との連絡を密にし、校運の隆昌を図り、教育活動の充実、発展するよう側面的協力をいたすを以って目的とする。

第二章 事 業

(事 業)

第四条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 母校の発展に協力後援、緊密な相互連絡
2. 講演会、談話会及び其の他の集会
3. 情報提供及び情報交換
3. 本会の目的達成に必要な事項

第三章 会 員 の 構 成

(会 員)

第五条 本会会員は正会員、準会員、客員とする。

1. 正会員は八代町立代陽実業補習学校、八代商業実習学校、八代商業専修学校、八代商業学校、八代高等商業学校、八代商業高等学校、八代第一高等学校、秀岳館高等学校の卒業生及びかつて在籍した者。
2. 準会員は在校生、客員は現旧職員をいう。

第四章 役 員

(役員の定数)

第六条 本会に次の役員を置く。

1. 名誉会長 1名
2. 会 長 1名
3. 副会長 若干名
4. 理 事 若干名
5. 監 事 2名
6. 事務局長 1名
7. 実行委員 若干名

(役員を選出)

第七条 役員を選出はつぎの方法によるものとする。規程は別に定める。

1. 名誉会長 秀岳館高等学校校長を推戴する。
2. 会長 **理事会**に於て会員の中から推挙する。
3. 副会長 会長が会員の中から推挙する。
4. 理事 **理事会**に於て**会員**の中から選出する。
前項の理事以外の理事会の承認を得て適当と認めた者を会長が理事に委嘱することができる。
5. 監事 **理事会**に於て会員の中から選出する。
6. 事務局長 会長が会員の中から推挙する。
7. **実行委員** **事務局又は実行委員が会員の中から推挙する。(各年度卒業生代表と地域支部よりの選出とする)**

(役員職務)

第八条 役員職務を次の通りとする。

1. 会長 会長は本会を代表し会務を総理し本会の全ての会合を招集、**統括**する。
2. 副会長 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事 理事は会長、副会長、事務局で理事会を組織し会務を執行する。
4. 監事 監事は本会の財産、経理の状況及び会務執行の状況を監査する。
5. 事務局長 事務局長は、会長、副会長を補佐して人事、会計及び文書作成を担当する。
6. **実行委員** **企画、立案、渉外を担当する。**また実行委員会に出席して会則に規定する事項、その他重要事項の議決にあたる。

(顧問、相談役)

第九条 会長は理事会の承認を得て顧問、相談役を委嘱することが出来る。顧問は会長を補佐する。

(役員任期)

第十条 役員任期を二ケ年とし再選を妨げない。

第五章 会 議

(会 議)

第十一条 本会の会議は**総会**、理事会、実行委員会とする。

第十二条 第十五条 **実行委員会、理事会、総会**は、会日の一週間前までに到達するよう会議の目的事項、内容、日時、場所を記載し文書で通知しなければならない。(但し、例外あり)

(**実行委員会**)

第十三条 随時、会長またはそれに値する会員が招集し、次のことを行う。また、事務局が附議すべき事項を示して実行委員の招集を請求したときは、早急に招集しなければならない。

第十四条 実行委員会に於ては次の事項を議決する。

1. **年度事業計画（企画立案及び渉外）、事業報告**
2. 役員を選任、並びに承認
3. 其の他必要な事項

（理事会）

第十五条 理事会は会長が随時招集し、次の事項の審議、決議を行う。

1. **総会**に対する議案の作成と提案及び**総会**の議決に基づく会務の執行
2. 役員を選任
3. **実行委員会**より提案された事項
4. 其の他重要事項

（総会）

第十六条 本会は**毎年十月末日迄**に行う。また、理事会が必要と認められた時は**臨時総会**を行うことができる。**本会の議決事項は会員に公開する。**

第十七条 **総会は次の事項を審議、議決する。**

1. **年度事業計画の審議並びに承認**
2. **予算、決算の審議並びに承認**
3. **事業報告の承認**
4. **会則改正の承認**
5. **其の他必要な事項**

（議決の定数）

第十八条 本会の会議の議決は出席者の過半数を以て決し、可否同数なる時は議長の決による。

（総会議長）

第十九条 会議の議長はその都度選出する。

（議事録）

第二十条 会議には凡て議事録を作成し議長及び議長指名、署名者の署名を求め次の事項を記載して永久に保存する。

1. 開会日時、場所、出席者数、経過順序、議案別の議決の結果(可否の別、賛否の議決件数)

第六章 会計

（会費）

第二十一条 在校生は、同窓会に入会するための**入会費 3,000円**を卒業する前に納入する。

（会計）

第二十二条 本会の経費は、入会費・年会費又は寄附金及びその他の収入を以て之にあてる。

2. 本会の会費は理事会の決議に依りその都度決議する。

(会計年度)

第二十三条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第七章 附 則

(改正)

第二十四条 本会則は**理事会又はそれに値する臨時会**で出席者の三分の二以上の同意を得なければ改正することができない。

(公 告)

第二十五条 本会に関する諸般の事項は日刊新聞又は会報に記載して報告する。

(法文準用)

第二十六条 本会の運営に関し必要な細目は、会則に反しない限り凡て理事会の決議に依るものとする。

(施 行)

第二十七条 本会則は平成13年4月1日より之を施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日より施行する。

支 部 規 程

第一条 支部を設置するには、三名以上の代表者で当該支部地域を示し、加盟会員の名簿を添えて本会事務局に届けなければならない。

第二条 支部は、支部長外四名以上の役員を置くこと。

2 支部長は、**実行委員**の資格を持つものとする。但し、本部役員に選任された場合は、**実行委員**の資格は喪失する。

第三条 支部は一定の事務所を定め、所属会員名簿等の書類を備えなければならない。

第四条 支部は、毎年一月末日までに新役員の氏名、所属会員の変動その他の事項を本部事務局に報告しなければならない。

第五条 支部は、本部届出会員数に応じて実行委員を選出できる。

第六条 支部は、毎年三月末日までに互選された実行委員を、本会事務局に文書を以て報告しなければならない。

(施 行)

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日より施行する。